

山LP協第13号  
令和6年4月12日

会 員 各 位

(一社) 山口県LPガス協会  
会 長 床 西 悟

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の  
一部を改正する省令について（お知らせ）

平素から、当協会の事業に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、(一社) 全国LPガス協会から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

一般社団法人山口県LPガス協会事務局  
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366  
e-mail: info@y-lpgas.jp

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部を改正する  
省令について (お知らせ)  
せ)

標記につきましては、特定ガス消費機器を設置する際には、ガス消費機器設置工事者に実地に監督させることを義務付けされております。

この度、政府が進めているアナログ規制の見直しに基づき、「目視規制」の見直しが行われ、これまでの監督の方法に加え、オンラインによる監督も可能とする改正が令和6年4月1日に公布、施行となりましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

#### 改正概要

#### 監督の方法

特定工事の施行場所又は事務所にその他の適切な業務場所において指示、監督及び確認（以下「指示等」という。）を実施するに当たっては、特定工事の施行場所における指示等の実施と同様の効果を有するよう適切な情報通信技術（オンラインにより監督が可能）を用いること。

#### 概要等掲載URL

#### 【経済産業省】

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2024/04/20240408-02.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2024/04/20240408-02.html)



以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、湯口、國坂